

職務に専念する義務の特例に関する条例

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日 〕
〔 条 例 第 6 号 〕

改正

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 5 条の規定に基づき職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の 1 に該当する場合にはあらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 非常災害に際し、他の地方公共団体に応援のため職員を派遣する場合
- (4) 前 3 号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。